

高齢者虐待防止における基本事項

(1) 養護者による高齢者虐待

養護者とは「高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外のもの」
(高齢者虐待防止法第2条)

【養護者による高齢者虐待】

- 一 (前略)養護者がその擁護する高齢者について行う次に掲げる行為
 - イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
 - ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置 養護者以外の同居人によるイ、ハ又は二に掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。
 - ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
 - ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
- 二 高齢者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

○通報の義務

(高齢者虐待防止法第7条第1項)

大崎市：大崎市役所高齢障がい福祉課	2 3 - 6 0 8 5
各総合支所市民福祉課	
古川地域包括支援センター	8 7 - 3 1 1 3
志田地域包括支援センター	5 3 - 1 2 7 1
玉造地域包括支援センター	7 2 - 4 8 8 8
田尻地域包括支援センター	3 9 - 3 6 0 1

(2) 養介護施設従事者等による高齢者虐待

	養介護施設	養介護事業	養介護施設従事者等
老人福祉法による規定	・ 老人福祉施設 ・ 有料老人ホーム	・ 老人居宅生活支援事業	
介護保険法による規定	・ 介護老人福祉施設 ・ 介護老人保健施設 ・ 介護療養型医療施設 ・ 介護医療院 ・ 地域密着型介護老人福祉施設 ・ 地域包括支援センター	・ 居宅介護サービス事業 ・ 地域密着型サービス事業 ・ 居宅介護支援事業 ・ 介護予防サービス事業 ・ 地域密着型介護予防サービス事業 ・ 介護予防支援事業	「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する者（※）

(※) 業務に従事する者

直接介護サービスを提供しない者(施設長、事務職員等)や、介護職員以外で直接高齢者に関わる他の職種も含む(高齢者虐待防止法第2条)

※有料老人ホームの要件を満たさないサービス付き高齢者向け住宅棟の上記に該当しない施設等については、高齢者虐待防止法上の「養介護施設従事者等による虐待」の規定には適用されません。しかしながら、提供しているサービス等に鑑み、「高齢者を現に養護する者」による虐待と考えられる場合には「養護者による高齢者虐待」として対応していくことになります。

(2) 養介護施設従事者等による高齢者虐待

【養介護施設従業者等による高齢者虐待】

- 一(前略)養介護施設を利用する高齢者について行う次に掲げる行為
 - イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
 - ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食 又は長時間の放置 その他の 高齢者の養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
 - ハ 高齢者に対する 著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- 二 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
- ホ 高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

○通報の義務

養介護施設従事者等は、(略)養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

(高齢者虐待防止法第21条第1項)

施設や従事者のみで判断・対応せず、速やかに(略) **通報**しなければならない。

※発見した者(従事者)は通報の義務がある。(高齢者虐待防止法第21条第2項、第3項)

※養介護施設従事者等は、通報したことを理由に解雇等の不利益な取り扱いを受けない。

(従事者等が通報するのを妨げてはいけない。)(高齢者虐待防止法第21条第7項)